

農業振興地域整備計画変更申請書の記載方法及び添付書類（農振除外の場合）

- 1 申請者
  - ・ 土地所有者（登記簿上の所有者）を記載する。
- 2 土地の表示
  - ・ 土地登記簿謄本もしくは土地登記事項証明書のとおりに記載する。
  - ・ 一筆の内一部を除外する場合は、面積欄は「（一筆の面積）㎡の内（除外面積）㎡」と記載する。
- 3 変更の概要
  - ・ 用途欄は具体的に記載する。（単に「宅地」とは書かない。）
  - ・ 転用事業計画者欄は実際にその用途に利用するもの（会社で利用する場合は会社名と代表者名）を記載する。
  - ・ 申請者の変更理由欄は申請者と事業計画者が同じ場合は記載不要。  
申請者と事業計画者が違う場合は、事業計画者に売却等する理由を具体的に記載する。（高齢で耕作できない、資金が必要となった、子供が住宅を建てるためなど。）
  - ・ 転用事業計画者の変更理由欄は申請地を除外する理由を具体的に記載する。（現在の住宅等が老朽化したので建て替えたいが敷地が狭いので移転したい、アパート住まいのため自己の住宅を建てたい、事業を始めるためその用地として利用するためなど。）
- 4 添付書類
  - (1) 公図の写し（税務課）
    - ・ 申請部分を赤線で囲む。（利用計画図とは別に添付する。）
  - (2) 土地登記事項証明書（佐久法務局）
  - (3) 案内図
    - ・ 住宅地図のコピーや、手書きの地図でも可。（目印になるものから申請地までの道順を書く。）
  - (4) 利用計画図（公図の写しをコピー等して使用する。）
    - ・ 個人住宅は、建物等の配置をおとす。
    - ・ 建売住宅は、区画割りをして建物等の配置をおとす。
    - ・ アパートは、建物や駐車場等の配置をおとし、階数、入居世帯数を記入する。
    - ・ 事務所、店舗等は、建物や駐車場等の配置をおとし、階数を記入する。
    - ・ 駐車場は、区画割りをして駐車台数を記入する。
    - ・ 資材置場は、資材の内容と配置をおとす。
    - ・ 上記以外のものについては、利用計画がわかるように作成する。
  - (5) 土地改良区の意見書（土地改良受益地の場合）
  - (6) 課税台帳の写し（税務課）
  - (7) 自己所有地の検討結果一覧表
    - ・ (6)(7)とも、事業計画者が申請者本人もしくは申請者の親族の場合に添付する。
    - ・ (7)には、申請地以外の土地に選定できなかった理由を具体的に記入する。
  - (8) 隣地同意書（隣接地が農地の場合）
    - ・ 隣の農地との間に道路、水路等がある場合でも、隣の農地との間が2m未満の場合は隣地同意書が必要となる。
    - ・ 同意が得られない場合は、同意の得られなかった理由書を添付すること。
  - (9) 確約書
  - (10) その他必要と認められる書類
    - ・ 工場、事務所、店舗等は、会社の事業計画書（業種、業務内容、従業員数、業務用の車両数等）を提出すること。
    - ・ 申請面積、事業計画内容により、排水計画等の書類を提出してもらうこともある。

- ・ その他農振協議会、県から提出を求められた書類。

- 5 照会先
  - ・ 事業計画等申請内容について回答できる方の住所・氏名・電話番号を記入する。
- 6 提出者
  - ・ 実際に農政課の受付窓口に申請書を持ってくる方の住所・氏名・電話番号を記入する。

農業者年金加入者は、年金の給付が受けられなくなる場合がありますので、事前に農業委員会に相談してください。

農業振興地域整備計画変更の事務処理の流れ（実際とは相違する場合があります。）

前 期	後 期	
3 月	9 月	申請者からの申請受付
4 月	10 月	地区農業振興協議会
5 月	11 月	市農業振興協議会 (不承認) 申請者
7 月	1 月	(承認) 地方事務所(事前協議) (不承認) 申請者
9 月	3 月	県農政部長(事前協議) (承認) 申請者
10 月	4 月	農業振興地域整備計画を変更する旨の公告(縦覧公告)
11 月	5 月	異議申立
		県知事(協議)
		回 答(同意)
		農業振興地域整備計画を変更した旨の公告
		申請者